

# 日本運動器看護学会倫理指針

## 前文

日本運動器看護学会は、運動器看護の実践・教育・研究・社会活動に必要な倫理的配慮の基準として本指針を定める。

日本運動器看護学会員は、運動器看護学の学術的發展を図るとともに、看護実践の質向上に寄与することを目指し、専門家として実践・教育・研究・社会活動を通じて人類社会の医療・保健・福祉に貢献する責務を遂行するとともに、看護の専門家としての自律的な行動規範の必要性と社会的責任を自覚して、以下の指針を遵守する。

## (基本理念)

第1条 本指針は、本学会員が運動器看護および関連するケア全般の実践・教育・研究・社会活動を実施するにあたって倫理的に配慮しなければならない事項を定める。

- 2 本指針は、本学会員が行う我が国における運動器看護および関連するケア全般の向上に寄与することを目的として行われるすべての実践・教育・研究・社会活動に適用される。

## (基本原則)

第2条 本学会員は、自らの実践・教育・研究・社会活動において、常に科学的合理性と倫理的妥当性の確保に努め、個人の尊厳および基本的人権を尊重しつつ、対象となる人々の健康、安全、安寧に寄与しなければならない。

- 2 本学会員は、実践・教育・研究・社会活動にあたって、既に公表されている以下の倫理綱領を遵守または尊重しなければならない。
  - 1) ニュルンベルグ綱領
  - 2) ヘルシンキ宣言
  - 3) 患者の権利に関する世界医師会リスボン宣言
  - 4) 児童の権利に関する条約
  - 5) ヒトを対象とする医学系研究に関する倫理指針（文部科学省・厚生労働省）
  - 6) 看護研究に関する倫理指針（日本看護協会）

## (基本的姿勢)

第3条 会員は、自らの実践・教育・研究・社会活動の立案・計画・申請・実施・報告などのあらゆる過程において、本指針を遵守しなければならない。

- 2 対象となる人々の健康ニーズに応じた実践・教育・研究・社会活動を提供できるよう、公正性や公平性に基づいて活動しなければならない。

- 3 データの記録・保存・管理において、厳正な取り扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為をせず、また加担してはならない。
- 4 実践・教育・研究・社会活動の目的、方法、さらには結果として及ぼされる影響や効果など、生じ得る利益・不利益に関する情報を正しく告知し、対象となる人々の自律性を前提とした同意を得なければならない。
- 5 実践・教育・研究・社会活動の公表にあたって、対象となった人々の個人情報を保護するために必要措置を講じなければならない。
- 6 常に質の高い看護を提供できるよう専門職として継続して学習し能力の維持・開発に努めなければならない。

(社会通念上の倫理に反する実践・教育・研究・社会活動の禁止)

第4条 会員は、実践・教育・研究・社会活動において、対象者に人権の侵害や差別を助長するおそれのあること、あるいは社会通念や法に抵触するおそれのあることを行ってはならない。

(指針の改正等)

第5条 本指針の改正等については、理事会の議を経て定める。

附則 本指針は、2019年1月12日から施行する。